

# 第7章 食品ロス削減推進計画

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1. 本計画の位置付け

本町における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

本章は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2（2020）年3月31日閣議決定）を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

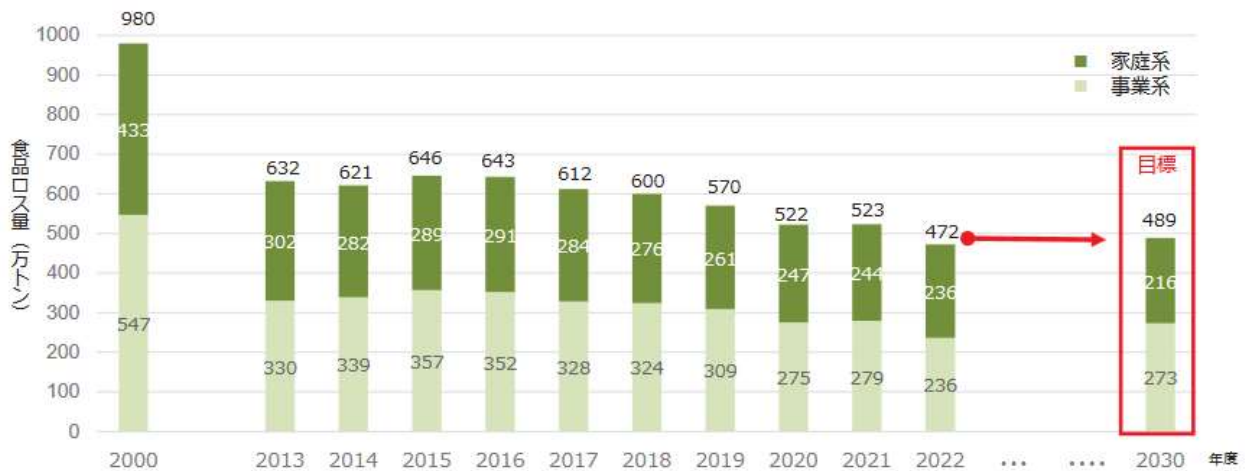
### 2. 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元（2019）年10月1日に食品ロス削減推進法が施行されました。同法では、令和12（2030）年度において、平成12（2000）年度と比べ、事業系食品ロス量、家庭系食品ロス量のいずれも半減させるという目標を定めています。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」という目標を設定しており、令和6（2024）年度第2回消費生活意識調査結果（令和6（2024）年10月時点）では74.9%となりました。

表 7-1 食品ロス削減推進法の概要

| 国の責務       | 食品ロス削減に関する施策の策定・実施                                        |
|------------|-----------------------------------------------------------|
| 地方公共団体の責務  | 国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する                      |
| 事業者の責務     | 国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む                     |
| 消費者の責務     | 食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む   |
| 食品ロス削減推進月間 | 食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設け、同月30日を食品ロス削減の日とする |



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和6(2024)年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 7-1 国における食品ロス削減目標

## 第2節 食品ロスの現状

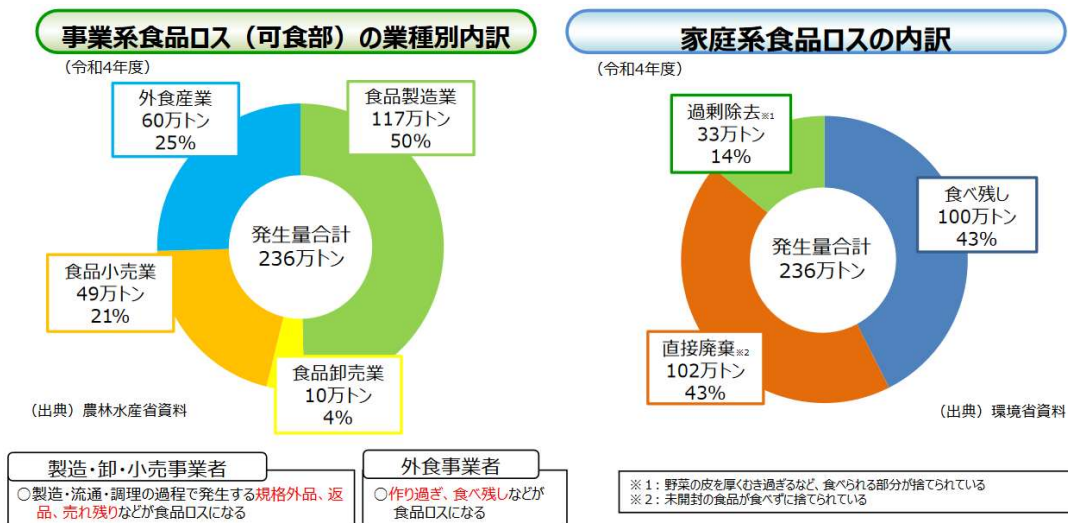
### 1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

#### 1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

#### 2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 472 万トン（農林水産省及び環境省における令和4（2022）年度推計）であり、国民1人当たりに換算すると 38kg になると言われています。このうち事業系食品ロス量は 236 万トン、家庭系食品ロス量は 236 万トンであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典]「食品ロス削減関係参考資料（令和6(2024)年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

図 7-2 国における食品ロス発生量

### 3) 本町における食品ロス量

本町では、家庭系可燃ごみ、家庭系不燃ごみ、事業系可燃ごみの組成調査を行っていますが、ごみ中の可燃分は紙類、布類、厨芥類、木竹類の分類としていることから、厨芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。

事業系食品ロスについては、主に食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和3(2021)年度事業系食品ロス量約279万t/年が、事業系可燃ごみに占める割合(2,790,000t/年÷令和3(2021)年度事業系可燃ごみ※10,634,213t/年=26.2%)で大枠を捉えるものとしします。これによると、本町の令和5(2023)年度における事業系食品ロスの発生量は約576t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表 7-2 本町における事業系食品ロス発生量(令和5(2023)年度・推定)

| 項目           | 排出量(t/年) | 割合     |
|--------------|----------|--------|
| 事業系可燃ごみ量     | 2,198.00 | 100.0% |
| うち、食品ロス量(推定) | 575.88   | 26.2%  |

また、ごみの種類別組成は自治体により異なる場合がありますが、環境省が毎年行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和4(2022)年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合(燃やすごみ中の食品廃棄物:30.4%、食品廃棄物中の食品ロス量:36.5%)を本町に当てはめて推定するものとしします。これによると、令和5(2023)年度における家庭系食品ロスの発生量は約308t/年(39.5g/人・日)と推定されます。またこのうち直接廃棄は151t/年(19.4g/人・日)、食べ残しは157t/年(20.1g/人・日)と推定されます。

表 7-3 本町における家庭系食品ロス発生量(令和5(2023)年度・推定)

| 項目            | 排出量(t/年) | 割合     |        | 1人1日当たり排出量(g/人・日) |
|---------------|----------|--------|--------|-------------------|
| 家庭系可燃ごみ量      | 2,780.00 | 100.0% | —      | 356.0             |
| うち、食品廃棄物量(推定) | 845.12   | 30.4%  | 100.0% |                   |
| うち、食品ロス量(推定)  | 308.47   | —      | 36.5%  | 39.5              |
| (直接廃棄)        | 151.28   | —      | 17.9%  | 19.4              |
| (食べ残し)        | 157.19   | —      | 18.7%  | 20.1              |

※割合は「令和4(2022)年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

※人口:令和5(2023)年度実績(21,393人)

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

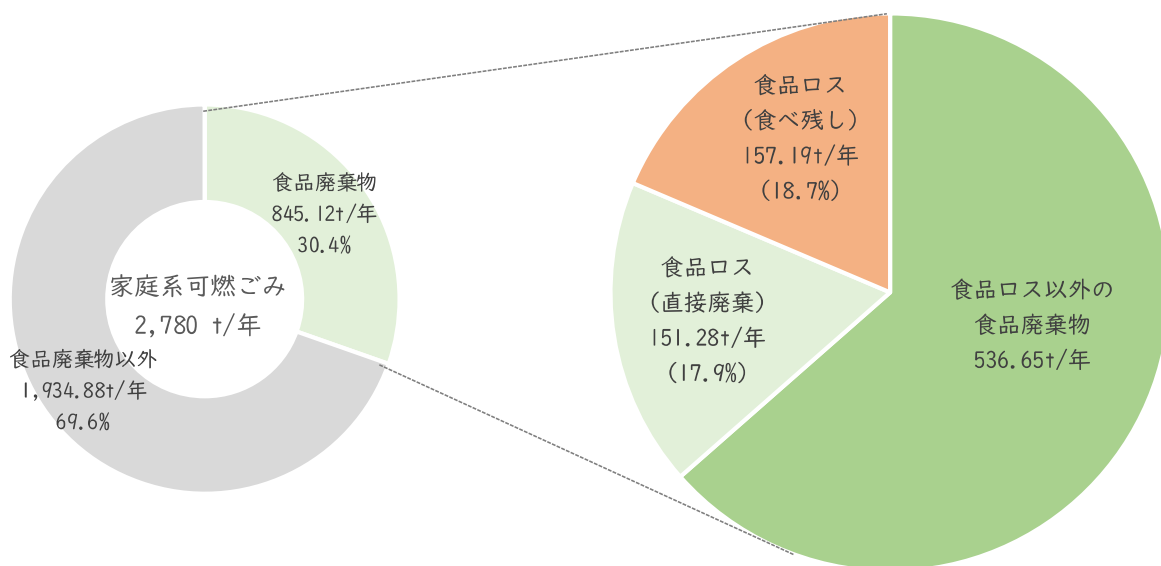


図 7-3 本町における家庭系食品ロス発生量（令和 5（2023）年度・推定）

### 第 3 節 食品ロス削減推進計画

#### 1. 目標年次

「食品ロス削減推進計画」の目標年次を令和 21（2039）年度とします。

#### 2. 食品ロス削減推進計画と SDGs との関係

SDGs（持続可能な開発目標）では、「ゴール 3 つくる責任つかう責任」のうち、12.3「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」を目標としています。

このことから、本町においても目標達成に向けて各主体がそれぞれの取組を実施し、連携協力することで、「ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう」を目指すべきゴールとします。



#### 3. 食品ロスに関する目標

国においては食品ロス量の削減について、平成 12（2000）年度から令和 12（2030）年度までの 30 年間で半減させることを目指しています。本町では、「第 6 章 ごみ処理基本計画」におけるごみの数値目標から食品ロスの割合を算出し、令和 5（2023）年度の推計値である 884.4t から、食品ロスの発生抑制に関する施策を展開することで、令和 21（2039）年度に 651.5t を達成することを目標とします。

表 7-4 食品ロス発生量の削減目標

|                             | 令和 5<br>(2024) 年度 | 令和 11<br>(2029) 年度<br>(中間目標) | 令和 16<br>(2034) 年度<br>(中間目標) | 令和 21<br>(2039) 年度<br>(計画目標) |
|-----------------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 食品ロス発生量<br>(t/年)            | 884.4             | 797.0                        | 724.3                        | 651.5                        |
| うち、事業系<br>食品ロス              | 575.9             | 518.9                        | 471.5                        | 425.5                        |
| うち、家庭系<br>食品ロス              | 308.5             | 278.2                        | 252.8                        | 226.0                        |
| 家庭系食品ロス<br>排出原単位<br>(g/人・日) | 39.4              | 37.61                        | 35.99                        | 33.89                        |

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

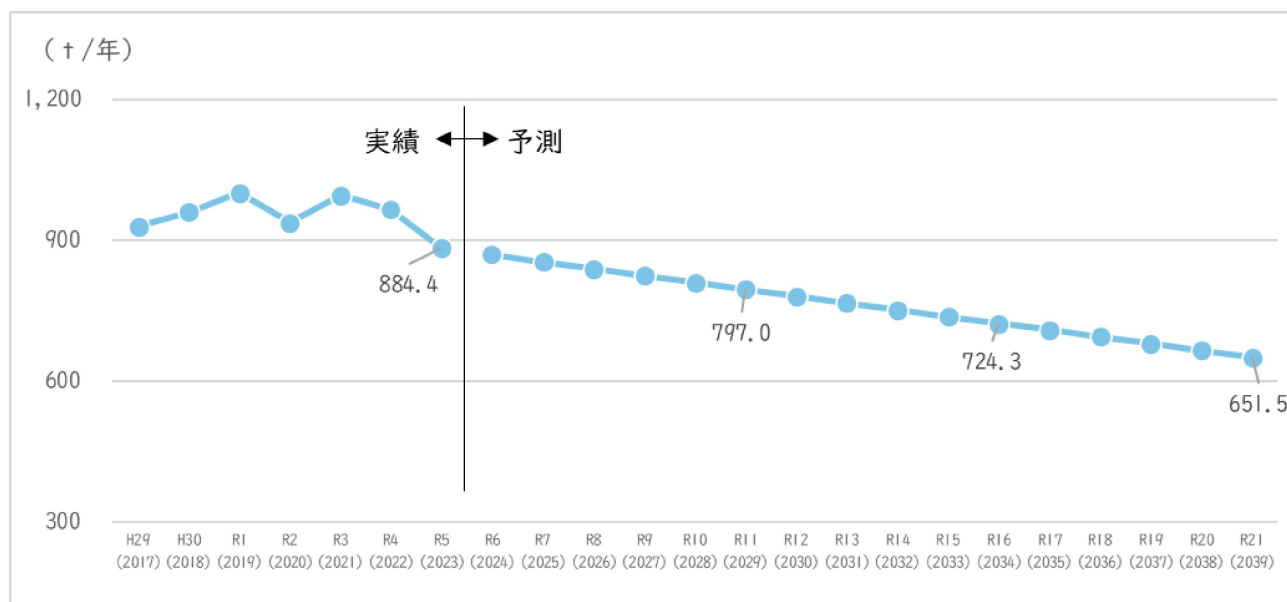


図 7-4 食品ロス発生量の削減目標

### **3. 食品ロス削減に向けた役割**

#### **1) 住民・事業者・行政の役割**

##### **(1) 住民の役割**

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。

その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが必要です。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援することが望まれます。

##### **(2) 事業者の役割**

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことが必要です。

また、事業における備蓄や防災備蓄食料品の適切な管理に努める（フードバンクへの提供を含む。）とともに、事業者同士が連携することで食品ロスを削減し、国または地方自治体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力することが求められます。

##### **(3) 行政の役割**

住民の役割及び事業者の役割についての理解を促進し、各主体において能動的に実践ができるよう、食品ロス削減に向けた取組を推進していきます。

## 2) 食品ロス削減に向けた取組

### (1) 住民の取組

- 食品ロスの削減には、料理は買い物の段階から在庫状況を踏まえたうえで必要な量だけ購入し、食べきれぬ量だけ調理するよう心掛けることが望めます。
- 賞味期限と消費期限の理解度について、消費者庁のアンケート調査では理解していない方の割合が約2割となっており、賞味期限に対する理解を高めることも重要とされていることから、賞味期限・消費期限への理解を深めることが望めます。
- 発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底及び生ごみ処理機等によって減量・再資源化に努める必要があります。
- 外食の際は、食べきれぬ量を注文し、飲食店が対応している場合、自己責任の範囲において、食べ残しを持ち帰ることが望めます。

### (2) 事業者の取組

- 宴会などでは最初の30分と最後の10分は食事に集中し、食べ残しを減らす事(3010運動)を周知します。また、外食時における食べきれぬ量の注文や、飲食店においては食べ残しの持ち帰り(ドギーバック等)の対応を検討する必要があります。
- 農林漁業者や食品製造業者に対し、規格外や未・低利用を含む商品の加工・販売等に向けた周知・啓発を行います。また、行政から発信されるフードバンク活動に関する情報を活用し、3分の1ルールにより廃棄されることとなる商品の活用を促進することが望めます。
- 食品小売店に対し、購入者に商品棚の手前の商品から選んでもらう「てまえどり」の啓発、少量パック販売、ばら売りの工夫、需要予測の推進、商慣習の見直し(納品期限の緩和等)を促進する必要があります。

### (3) 行政の取組

- フードドライブを実施します。
- 防災備蓄食料品の消費期限の管理を徹底し、住民に配布する等ローリングストック法をうまく活用します。
- 3きり(使いきり・食べきり・水きり)を徹底するよう啓発に努めます。
- 本町では「おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体が食品ロスの削減を目的として平成29(2017)年度に設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加盟しており、参考事例を収集し食品ロスの削減に向けた取組を検討します。
- 今後、食品ロスに対する住民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況の把握や削減方法等の普及・啓発に努めます。
- 消費者庁の食品ロス削減月間における「SNS媒体を活用した食品ロス削減啓発プロジェクト」参加により、SNSを通じて食品ロス発生量の削減に係る情報を発信します。
- 廃食用油の回収、EMポカシ菌の活用による生ごみの資源化を推進するよう呼びかけます。
- 食べ残しや賞味期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であり、店舗でポスター等を掲示することによっても、削減の効果があることとされていることから、事業者とも連携を図り情報発信に努めます。